仙北市
角館
第2・第5グループ

令和5年度
家庭ごみ収集カレンダー

収集日の**午前8時**まで
各自町内集積所にお出しください

4月（令和5年）　※発スチは発泡スチロール

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 可燃	4 缶	5 新聞	6 可燃	7	8
9	10 可燃	11	12	13 可燃	14	15
16	17 可燃	18 缶	19 本 雑紙	20 可燃	21 びん 不燃	22
23/30	24 可燃	25 発スチ 乾電池	26 ダンボール	27 可燃	28 ペットボトル	29

5月（令和5年）

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃	2 缶	3 新聞	4 可燃	5	6
7	8 可燃	9 第2グ 粗大	10	11 可燃	12	13
14	15 可燃	16 缶	17 本 雑紙	18 可燃	19 びん 不燃	20
21	22 可燃	23 第5グ 粗大	24 ダンボール	25 可燃	26 ペットボトル	27
28	29 可燃	30	31			

6月（令和5年）

日	月	火	水	木	金	土
				1 可燃	2	3
4	5 可燃	6 缶	7 新聞	8 可燃	9	10
11	12 可燃	13	14	15 可燃	16 びん 不燃	17
18	19 可燃	20 缶	21 本 雑紙	22 可燃	23 ペットボトル	24
25	26 可燃	27	28 ダンボール	29 可燃	30	

7月（令和5年）

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 可燃	4 缶	5 新聞	6 可燃	7	8
9	10 可燃	11	12	13 可燃	14	15
16	17 可燃	18 缶	19 本 雑紙	20 可燃	21 びん 不燃	22
23/30	24/31 可燃	25	26 ダンボール	27 可燃	28 ペットボトル	29

8月（令和5年）

日	月	火	水	木	金	土
		1 缶	2 新聞	3 可燃	4	5
6	7 可燃	8	9	10 可燃	11	12
13	14 可燃	15 缶	16 本 雑紙	17 可燃	18 びん 不燃	19
20	21 可燃	22	23 ダンボール	24 可燃	25 ペットボトル	26
27	28 可燃	29	30	31 可燃		

9月（令和5年）

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 可燃	5 缶	6 新聞	7 可燃	8	9
10	11 可燃	12	13	14 可燃	15 びん 不燃	16
17	18 可燃	19 缶	20 本 雑紙	21 可燃	22 ペットボトル	23
24	25 可燃	26	27 ダンボール	28 可燃	29	30

10月（令和5年）　※発スチは発泡スチロール

日	月	火	水	木	金	土
1	2 可燃	3 缶	4 新聞	5 可燃	6	7
8	9 可燃	10	11	12 可燃	13	14
15	16 可燃	17 缶	18 本 雑紙	19 可燃	20 びん 不燃	21
22	23 可燃	24 発スチ 乾電池	25 ダンボール	26 可燃	27 ペットボトル	28
29	30 可燃	31				

11月（令和5年）

日	月	火	水	木	金	土
			1 新聞	2 可燃	3	4
5	6 可燃	7 缶	8	9 可燃	10 第2グ 粗大	11
12	13 可燃	14	15 本 雑紙	16 可燃	17 びん 不燃	18
19	20 可燃	21 缶	22 ダンボール	23 可燃	24 ペットボトル	25
26	27 可燃	28 第5グ 粗大	29	30 可燃		

12月（令和5年）

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 可燃	5 缶	6 新聞	7 可燃	8	9
10	11 可燃	12	13	14 可燃	15 びん 不燃	16
17	18 可燃	19 缶	20 本 雑紙	21 可燃	22 ペットボトル	23
24/31	25 可燃	26	27 ダンボール	28 可燃	29	30

1月（令和6年）

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4 可燃	5	6
7	8 可燃	9 缶	10	11 可燃	12	13
14	15 可燃	16	17 新聞	18 可燃	19 びん 不燃	20
21	22 可燃	23 缶	24 本 雑紙	25 可燃	26 ペットボトル	27
28	29 可燃	30	31 ダンボール			

2月（令和6年）

日	月	火	水	木	金	土
				1 可燃	2	3
4	5 可燃	6 缶	7 新聞	8 可燃	9	10
11	12 可燃	13	14	15 可燃	16 びん 不燃	17
18	19 可燃	20 缶	21 本 雑紙	22 可燃	23 ペットボトル	24
25	26 可燃	27	28 ダンボール	29 可燃		

3月（令和6年）

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 可燃	5 缶	6 新聞	7 可燃	8	9
10	11 可燃	12	13	14 可燃	15 びん 不燃	16
17	18 可燃	19 缶	20 本 雑紙	21 可燃	22 ペットボトル	23
24/31	25 可燃	26	27 ダンボール	28 可燃	29	30

粗大ごみ収集日

◎ 粗大ごみにも見えるところに町内名等と氏名(フルネーム)を記載してください。
◎ 粗大ごみへの直接の記載もしくは記載したテープの貼り付けどちらでもかまいません。

第2グループ　横町西・上新町・東部上新町・下新町・岩瀬町・下岩瀬町・西野川原・岩瀬・岩瀬下夕野・西下夕野・上野・大威徳通り・桜美町・日の出町・岩瀬団地・岩瀬警察官舎・小勝田新町・勝楽南丁・小倉前・小倉一丁目・菅沢団地・荒屋敷・寿楽荘通り・大塚・山田アパート・小勝田警察官舎・小倉通り・町屋・田中・荒屋敷団地・山口・雲然団地・小勝田滝ノ沢・さくらぎの里団地・角中南・菅沢ニュータウン・上管沢

5月9日(火)・11月10日(金)

第5グループ　山谷川崎・川原

5月23日(火)
11月28日(火)

市で収集するもの

◎ 集積所に出す際は、ごみ袋・粗大ごみ・古紙類等に必ず、町内名等と氏名(フルネーム)を記載してください。
◎ 事業所や商店のごみは集積所へ出すことは出来ません。直接、処理施設へ持ち込むか、市が許可している収集運搬業者へ依頼してください。

燃やせるごみ

もえるゴミ用

台所ごみ

食べ残し・野菜くず・卵のから
茶がら・コーヒーから・食品の包装類・ラップ類・トレイ類・洗剤容器
・生ごみは、水をよくきって下さい

紙くず・紙おむつ等

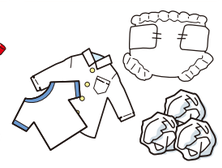

衣類・ちり紙・紙くず・たばこの吸い殻・紙おむつ等
紙おむつは、汚物を取り除いてください。
【長さ30cm以内・厚さ13cm以内】

落ち葉等

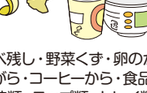

落ち葉・花・庭の草

ゴム・皮等

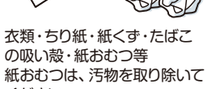

カバン・バッグ類・靴・ベルト・革製品・合成ゴム製品・長くつ・雨かっぱ等

燃やせないごみ

もえないゴミ用

リサイクルできないガラスびん

・燃やせないごみの袋に入るガラスびん。
・薬瓶（口に入れるもの以外）
・化粧品のびん・ほ乳びん
・コップ・灰皿・皿ガラス
・油びん

ガラス・瀬戸物類

茶わん・湯飲み・きゅうす等・鏡・板ガラス・耐熱ガラス・蛍光灯・電球
・袋に入りきらないものは最終処分場へ直接持ち込むか、切断や破砕したのち袋に入れて出してください。

刃物・金属類

傘のホネ(布の部分は可燃ごみ)・やかん・鍋・フライパン、釘・包丁・はさみ・カミソリ
・鋭利なものは新聞紙でくるみ危険(キケン)と朱書して出してください。

資源ごみ

資源ゴミ用

リサイクルできるガラスびん

飲食物のびん
ジュース・ドリンク剤・一升びん
ビールびん・焼酎びん等

・資源ごみの袋に入れるガラスびん
・飲み物や食べ物が入っていたガラスびん
・ふたを外して、水ですすいでください。

空き缶

・ジュース・ビール等の飲料用の空き缶
・缶づめ・せんべい・のり・ミルク缶等
・異物の入った空き缶は入れないでください。
・中身をすべて出し、軽くすすいでください。

爆発の危険がありますので、必ず使い切ってから、穴をあけて下さい。

乾電池

単1～単5のアルカリ・マンガン乾電池・ボタン電池
※出せない電池
リチウム電池・リチウムイオン電池・ニッケル水素電池
（販売店にご相談ください。）

ペットボトル

ジュース・焼酎・醤油、その他飲料用ペットボトル。
・ペットボトルをつぶす際は、下の図の様につぶしてください。

キャップは外してください。

古紙類

・束ねてひもで縛ってください。ひもの素材は問いません。

●新聞紙類
新聞紙
折り込み広告

●本・雑紙類
本・雑紙・週刊誌（糊・ホチキス止め）・包装紙・容器類の紙箱・封筒・ハガキ・コピー用紙

●ダンボール
・厚紙は本・雑誌類へ

※小さい物は本の中に挟んで出してもかまいません。

発泡スチロール

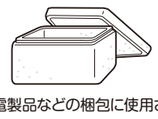

箱・玩具・家電製品などの梱包に使用されていた物など。
市指定の袋に入るものはそのまま、袋に入らない大きいものはまとめて紐で縛ってください。
・建材のスタイロフォーム等は産業廃棄物扱いになりますので、市では収集いたしません。

粗大ごみ

家具類

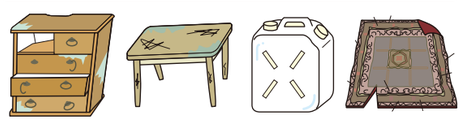

タンス・机・いす・ベッド・自転車・一斗缶・毛布・マットレス(スプリングの入っていないもの)・布団・障子・ドア・ふすま・ポリタンク等。
・ガラス、鏡等のついた家具は当該部分を外してお出しください。
・じゅうたん、ブルーシート等は幅1m以下に切断し、縛ってください。

小型電化製品

家電のリサイクル等対象品目以外の小型家電製品は電源コードを根本から切断し、小さなナイロン袋に入れて小型家電製品と共にお出しください。

木・枝類

太さ10cm以内の枝を、長さ30cm程にそろえ、紐で縛ってお出しください。

イラスト出典：経済産業省ウェブサイト（http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html）

ごみの収集や不法投棄のお問合せ

・市民福祉部 市民生活課　☎0187-43-3308
（仙北市役所角館庁舎内）

ごみの不法投棄や野焼きは罰せられます

○ごみの野焼きや基準未満の焼却炉での焼却、ごみの不法投棄は環境への悪影響を及ぼすことから、絶対にやめましょう。場合によっては罰則の対象となり、処罰されることとなります。

ごみの分別方法等について

○ごみについての詳細な分別方法や、一般廃棄物収集運搬業者については仙北市のホームページにも掲載しております。市では収集できない処理困難物や産業廃棄物等についてもご確認ください。

仙北市ホームページから

パソコン　トップページ → 市民情報 → 目的別情報 → ごみ
スマートフォン　トップページ → メニュー → 市民情報 → 目的別情報 → ごみ

処理施設のお問合せ

・大曲仙北広域 北部ごみ処理センター（可燃・粗大等）　☎0187-54-3305
（角館町薗田古川37-3）

・田沢湖一般廃棄物最終処分場(不燃)　☎0187-43-1550
（田沢湖生保内字八木沢台16-2）

・角館一般廃棄物最終処分場(不燃)　☎0187-55-5422
（角館町下延明通り77）

・西木一般廃棄物最終処分場(不燃)　☎0187-47-3093
（西木町小山田字高野93-3）

●利用時間　午前8:30～午後4:30まで（各施設共通）
●利用料金　【北部ごみ処理センター】家庭系ごみ50kgあたり110円、事業系ごみ50kgあたり220円
　【各最終処分場】100kgまで220円・101kgから50kg毎110円加算
●休業日　【北部ごみ処理センター】土・日・年末年始（令和5年12月30日～令和6年1月3日）
　【各最終処分場】土・日・祝・年末年始（令和5年12月29日～令和6年1月3日）
●小動物火葬　収骨を希望される方は、事前に北部ごみ処理センターへご確認ください。事前予約不可、窓口で受付した順番に火葬を行います。一匹につき4,400円

家電リサイクル法対象品の処理

○**テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機は**購入先に引取を依頼するか、お近くの電気店にご相談ください。
また、ご自分で運搬が可能な場合は、指定引取場所に搬入することも可能です。

指定引取場所　㈱県南プレスセンター（大仙市幸町5-9）
☎0187-62-1439

○メーカーや製品の大きさ等により、リサイクル料金が異なります。事前に指定引取場所へ確認してください。
○ご自分で持ち込む場合には必ず郵便局でリサイクル券を購入してから指定引取場所へ搬入してください。

処理困難物や産廃として収集しないもの

・モーター、原動機等ついたもの（草刈機、マッサージチェア等）
・スプリング入りのマットレス・ソファ
・建築廃材、畳
・農業、事業関係の廃プラスチック製品
・その他の大型金庫、タイヤ、自動車部品など市で指定するもの